

<立地基準>

(3) 次のいずれにも該当しない土地の区域

防災マップ（洪水ハザードマップ）

<第4条第3号イ>

政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるもの

<規則第5条第2号>

条例第4条第3号イに規定する規則で定めるものは、次に掲げる土地の区域とする。

水防法（昭和24年法律第193号）第15条第4項の規定により市長が定めた浸水想定区域内に存する土地の区域又はこれに類するもの。ただし、船橋市の河川計画に支障をきたさないものを除く。

【理 由】

溢水による災害の発生のおそれのある区域として、水防法に基づく「**防災マップ（洪水ハザードマップ）**」の浸水想定区域を同様に開発できない土地の区域としました。

【解 説】

船橋市防災マップ（洪水ハザードマップ）が作成され、平成19年8月15日に各家庭に配布されました。これは、水防法第14条第1号の規定により作成され、同法第15条第4項により配布されたものであり、河川法第16条による河川整備の基本方針を踏まえて一定の基準のもとに作成されたものです。また、この洪水ハザードマップによる浸水想定区域は、溢水区域と言えるものであり、原則、開発できない土地の区域となります。